

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百七十八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第八条第一項第一号の規定により、次の地方卸売市場に係る同法第十三条第一項の規定が失効したので、同法第十四条において読み替えて準用する同法第八条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	失効年月日
地方卸売市場深谷並木青果市場	埼玉県深谷市原郷二千百四十七番地	令和二年十一月三十日